

平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用
される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q & A

平成 25 年 4 月
国税庁消費税室

凡例

文中、文末引用の条文等の略称は、次のとおりである。

【法令】

- 改正法 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）
- 改正令 消費税法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 56 号）

【通達】

- 基通 消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2－25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）
- 経過措置通達 平成 25 年 3 月 25 日付課消 1－9 ほか 4 課共同「平成 26 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて」（法令解釈通達）

【用語】

- 新消費税法 改正法第 2 条《消費税法の一部改正》の規定による改正後の消費税法
- 旧消費税法 改正法第 2 条《消費税法の一部改正》の規定による改正前の消費税法
- 新税率 新消費税法第 29 条《税率》に規定する税率
- 旧税率 旧消費税法第 29 条《税率》に規定する税率
- 施行日 改正法附則第 2 条《消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則》に規定する施行日（平成 26 年 4 月 1 日）
- 指定日 改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》に規定する指定日（平成 25 年 10 月 1 日）

《 目 次 》

1 施行日前後の取引に係る税率の適用関係等

(施行日前後の取引に係る消費税法の適用関係の原則)

問 1 施行日前後の取引に係る消費税法の適用関係を教えてください。…………… 1

(施行日の前日までに購入した在庫品)

問 2 施行日の前日(平成 26 年 3 月 31 日)までに仕入れた商品を施行日以後に販売した場合、消費税法の適用関係はどのようになりますか。…………… 1

(決算締切日の取扱い)

問 3 当社(3 月決算法人)では、毎年 3 月 20 日を決算締切日としており、法人税基本通達 2-6-1《決算締切日》の取扱いを適用していますが、この場合の消費税法の適用関係はどのようになりますか。…………… 2

(施行日を含む 1 年間の役務提供を行う場合)

問 4 平成 26 年 3 月 1 日に、同日から 1 年間のコピー機械等のメンテナンス契約を締結するとともに、1 年分のメンテナンス料を受領した場合、消費税法の適用関係はどのようになりますか。…………… 2

(施行日前後の返品等の取扱い)

問 5 販売商品の返品について、例えば、4 月中に返品を受けた商品は、3 月中の販売に対応するものとして処理している場合、平成 26 年 4 月中の返品については平成 26 年 3 月中の販売に対応するものとして、旧消費税法の規定に基づき売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算を行って差し支えないですか。…………… 3

2 旅客運賃等の税率等に関する経過措置

(旅客運賃等の税率等に関する経過措置の概要)

問 6 旅客運賃等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 4

(施行日前に「領収している場合」の意義)

問 7 旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を施行日前に「領収している場合」とは、具体的にどのような場合をいうのですか。…………… 4

(乗車券等が発行されない場合)

問 8 乗車券等が発行されない、いわゆるチケットレスサービスによる乗車等の場合にも、改正法附則第 5 条第 1 項《旅客運賃等の税率に関する経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。…………… 6

(I Cカードのチャージによる乗車等)

- 問 9 利用者が施行日前に I Cカードに現金をチャージ(入金)し、施行日以後にその I Cカードにより乗車券等を購入する場合、または乗車等する場合、改正法附則第 5 条第 1 項《旅客運賃等の税率に関する経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。…………… 6

(ディナーショーの料金)

- 問 10 当社では、ディナーショーを催していますが、施行日以後に開催するディナーショーについて、その料金を施行日前に領収している場合には、改正法附則第 5 条第 1 項《旅客運賃等の税率に関する経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。…………… 7

3 電気料金等の税率等に関する経過措置

(電気料金等の税率等に関する経過措置の概要)

- 問 11 電気料金等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 8

(「継続的に供給等することを約する契約」の意義)

- 問 12 「継続的に供給し、又は提供することを約する契約」とは、具体的にどのようなものをいうのですか。…………… 9

(「支払を受ける権利の確定」の意義)

- 問 13 「料金の支払を受ける権利が確定するもの」とは、具体的にどのようなものをいうのですか。…………… 9

(携帯電話の料金)

- 問 14 当社では、月々の携帯電話の料金について、基本料(定額)、付加機能使用料及び通話料(通話量に応じたもの)を合計して計算し、一括して利用者に請求しています。このような場合にも、改正法附則第 5 条第 2 項《電気料金等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置の適用対象となりますか。…………… 10

(定額通信料金)

- 問 15 インターネット通信料金などで、月々の使用量に関係なく定額料金となっている場合、改正法附則第 5 条第 2 項《電気料金等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置の適用対象となりますか。…………… 10

(平成 26 年 4 月 30 日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定する場合)

- 問 16 当市では、水道料金の確定に当たって、2 か月に 1 回検針を行っていますが、例えば、平成 26 年 3 月 26 日（前回検針日）後の使用量について平成 26 年 5 月 26 日に検針し、使用量及びそれに応じた水道料金が確定した場合、改正法附則第 5 条第 2 項《電気料金等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置の適用関係はどのようになりますか。…………… 11

4 工事の請負等の税率に関する経過措置

(工事の請負等の税率等に関する経過措置の概要)

- 問 17 工事の請負等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 12

(工事の請負等に係る契約の範囲)

- 問 18 改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用対象となる契約はどのようなものですか。…………… 13

(契約書等のない工事)

- 問 19 改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用を受けようとする場合、契約書その他の書類を作成しなければならないのですか。…………… 14

(工事の請負の着手日)

- 問 20 当社が受注した建設工事について、改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用を受けようとする場合、当該工事については、施行日前までに着手しなければならないのですか。…………… 14

(下請工事)

- 問 21 当社では、受注した建設工事の全部を下請会社に発注しました。当社が受注した建設工事について、改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用される場合、下請工事についても、この経過措置が適用されますか。…………… 15

(地方公共団体の仮契約による契約日の判定)

- 問 22 当市では、一定金額を超える工事を発注する場合には、予算上の制約等から議会の承認（議決）を得ることとなっています。このため、議会の承認を得る前に入札等により請負業者、請負金額等が決定している場合には、当市と業者との間で、「議会の承認を得た場合に本契約を締結し工事を実施する」旨を定めた仮契約を締結しています。この場合、工事に係る仮契約の契約締結日が指定日前であれば、仮契約した工事について、改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用対象となりますか。…………… 15

(機械設備等の販売に伴う据付工事)

- 問 23 機械設備等の販売契約における一条項として据付工事に関する定めがある場合、当該据付工事について改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。…………… 16

(「その他の請負に類する契約」の範囲)

- 問 24 改正令附則第 4 条第 5 項では、工事の請負に係る契約に類する契約として、「測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含む。）」と規定していますが、「その他の請負に係る契約」及び「委任その他の請負に類する契約」とは、どのような契約をいうのですか。…………… 17

(「仕事の完成に長期間を要するもの」の意義)

- 問 25 改正令附則第 4 条第 5 項に規定する工事の請負に係る契約に類する契約については、「仕事の完成に長期間を要するものであること」が要件とされていますが、この「長期間」とはどの程度の期間をいうのでしょうか。…………… 17

(目的物の引渡しを要しない請負等の契約に関する取扱い)

- 問 26 改正令附則第 4 条第 5 項に規定する工事の請負に係る契約に類する契約については、「仕事の目的物の引渡しが一括して行われること」が要件とされていますが、目的物の引渡しを要しない請負等の契約の場合には、この要件を満たさないことになるのですか。…………… 18

(「仕事の内容につき相手方の注文が付されていること」の範囲)

- 問 27 改正令附則第 4 条第 5 項に規定する工事の請負に係る契約に類する契約については、「仕事の内容につき相手方の注文が付されている」契約であることが要件とされていますが、この「仕事の内容につき相手方の注文が付されている」契約とは、具体的にはどのようなものですか。…………… 19

(「建物の譲渡を受ける者の注文」の範囲)

- 問 28 改正令附則第 4 条第 5 項に規定する工事の請負に係る契約に類する契約については、「建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものを含む。」とされています。この「建物の譲渡を受ける者の注文」とは、具体的にはどのようなものをいうのですか。…………… 20

(建物の譲渡を受ける者の注文の有無の確認方法)

- 問 29 改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用対象となる「譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物」であることを明らかにする方法としては、どのような方法がありますか。…………… 20

(建築後に注文を受けて譲渡する建物の取扱い)

問 30 当社では、一戸建ての建売住宅の販売を行っていますが、指定日の前日(平成25年9月30日)までに譲渡契約を締結し、当該住宅について、顧客が内装等に特別な注文を付すことができる場合には、改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。…………… 21

(青田売りマンション)

問 31 マンションの販売を行っている当社では、事前にモデルルームを公開して、マンションの完成前に売買契約を締結する、いわゆる青田売りを行う場合があります。この場合、改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。…………… 22

(経過措置適用工事に係る請負金額に増減があった場合)

問 32 当社が受注した改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用される工事の中には、当初契約の請負金額を一旦減額し、その後増額する場合や、これとは逆に当初契約の請負金額を一旦増額し、その後減額場合があります。このように、請負金額の増減が指定日以後に行われた場合、経過措置の適用関係はどのようになりますか。…………… 23

(経過措置の適用を受ける工事のための課税仕入れ)

問 33 改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用を受ける工事に要する課税仕入れで、施行日以後に行われたものについては、新消費税法に基づき仕入控除税額の計算をすることとなるのですか。…………… 24

(経過措置の適用を受けているものであることの通知)

問 34 工事の請負等について、改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用を受けた場合、その工事等の引渡しを受ける者(取引の相手方)に対し、経過措置の適用を受けたものであることを書面により通知するものとされていますが、具体的にはどのように行えばよいのですか。…………… 25

5 資産の貸付けの税率等に関する経過措置

(資産の貸付けの税率等に関する経過措置の概要)

問 35 資産の貸付けの税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 26

(売買として取り扱われるリース取引)

- 問 36 所得税法又は法人税法上、売買（資産の譲渡）として取り扱われるリース取引について、改正法附則第5条第4項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。…………… 27

(自動継続条項のある賃貸借契約)

- 問 37 当社が貸し付けているテナントビルに係る賃貸借契約は、指定日の前日（平成25年9月30日）までに締結しており、その契約内容は、改正法附則第5条第4項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用要件を満たすものです。ところで、この賃貸借契約には、自動継続条項が定められており、いずれか一方からの解約の申出がない限り、当初条件で自動的に賃貸借契約が継続されます。例えば、当初の貸付期間が施行日を含む2年間で、その後2年ごとに自動継続する場合、自動継続期間を含めて、経過措置が適用されますか。… 28

(貸付期間中の解約条項がある場合)

- 問 38 当社が貸し付けているテナントビルに係る賃貸借契約においては、貸付期間及び貸付期間中の賃貸料が定められており、かつ、賃貸料の変更はできないこととなっていますが、やむを得ない事情が生じた場合には、いつでも解約することができる旨の特約が付されています。このような解約条項がある賃貸借契約でも、改正法附則第5条第4項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。…………… 30

(「対価の額が定められている」の意義)

- 問 39 改正法附則第5条第4項第1号に規定する「対価の額が定められている」とは、どのような場合をいうのですか。…………… 31

(賃貸料の変更があらかじめ決まっている場合)

- 問 40 当社が貸し付けているテナントビルに係る賃貸借契約は、指定日の前日（平成25年9月30日）までに締結しており、その契約内容は、貸付期間を2年間とし、その期間中の賃貸料につき最初の1年間は月20万円、残りの1年間は月15万円としています。この賃貸借契約について、改正法附則第5条第4項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。…………… 31

(一定期間賃貸料の変更が行えない場合)

- 問 41 改正法附則第5条第4項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置は、「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」が適用要件とされていますが、例えば、2年間は賃貸料の変更を行うことができないとする定めは、この要件に該当しますか。…………… 32

(「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定め)

- 問 42 資産の貸付けに係る契約において、資産を借り受けた者が支払うべき消費税相当分について「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨を定めている場合の当該定めは、改正法附則第5条第4項第2号に規定する「対価の額の変更を求めることができる旨の定め」に該当しますか。…………… 32

(正当な理由による対価の増減)

- 問 43 改正法附則第5条第4項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》の規定が適用される資産の貸付けについて、指定日以後に賃貸人が修繕義務を履行しなかったことを理由に賃貸料を減額した場合、同項ただし書が適用されることになるのですか。…………… 33

6 指定役務の提供の税率等に関する経過措置

(指定役務の提供の税率等に関する経過措置の概要)

- 問 44 指定役務の提供の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 34

(指定役務の提供の具体例)

- 問 45 改正令附則第4条第7項に規定する「指定役務の提供」とは具体的にどのようなものをいうのですか。…………… 34

7 予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置

(予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置の概要)

- 問 46 予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 36

(「定期的」の意義)

- 問 47 改正令附則第5条第1項《予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置は、「定期的に継続して供給すること」が適用要件とされていますが、この場合の「定期的」とはどのような周期をいうのですか。…………… 36

8 通信販売等の税率等に関する経過措置

(通信販売等の税率等に関する経過措置の概要)

- 問 48 通信販売等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 37

(「不特定かつ多数の者に販売条件を提示すること」の範囲)

問 49 改正令附則第5条第3項《通信販売等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置の適用対象となる通信販売は、「不特定かつ多数の者に販売条件を提示すること」が要件とされていますが、具体的にはどのような場合をいうのですか。… 37

(「提示する準備を完了した場合」の範囲)

問 50 改正令附則第5条第3項《通信販売等の税率等に関する経過措置》に規定する「提示する準備を完了した場合」とは、具体的にはどのような場合をいうのですか。… 37

(売買契約の申込みの方法)

問 51 改正令附則第5条第3項《通信販売等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置の適用対象となる通信販売は、「郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けること」が要件とされていますが、「その他の方法」による売買契約の申込みにはどのようなものがありますか。… 38

(「商品の販売」の範囲)

問 52 改正令附則第5条第3項《通信販売等の税率等に関する経過措置》に規定する「商品の販売」には、通信教育等の役務の提供が含まれますか。… 38

9 その他の経過措置

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問 53 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。… 39

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問 54 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。… 39

(特定新聞等の税率等に関する経過措置の概要)

問 55 特定新聞等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。… 40

(有料老人ホーム(介護サービス)の税率等に関する経過措置の概要)

問 56 有料老人ホーム(介護サービス)の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。… 40

(リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問 57 リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 41

(リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問 58 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。…………… 42

(施行日前の借入金の返済に充てる補助金の交付を受けた場合)

問 59 施行日前に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等が施行日以後に交付された場合、当該補助金等が交付された課税期間における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算はどのようになりますか。… 43

1 施行日前後の取引に係る税率の適用関係等

(施行日前後の取引に係る消費税法の適用関係の原則)

問1 施行日前後の取引に係る消費税法の適用関係を教えてください。

【答】

新消費税法は、施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（以下「課税仕入れ等」といいます。）に係る消費税について適用し、施行日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税については、なお従前の例によることとされています（改正法附則2）。

したがって、施行日の前日（平成26年3月31日）までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、施行日以後に行われるものは、経過措置が適用される場合を除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について新消費税法が適用されることとなります（経過措置通達2）。

(施行日の前日までに購入した在庫品)

問2 施行日の前日（平成26年3月31日）までに仕入れた商品を施行日以後に販売した場合、消費税法の適用関係はどのようになりますか。

【答】

新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます（改正法附則2）。

したがって、照会のように、施行日の前日（平成26年3月31日）までに仕入れた商品を施行日以後に販売する場合には、当該販売については新消費税法（新税率）が適用されますが、商品の仕入れについては施行日の前日までに行われたものですから、課税仕入れに係る消費税額は旧消費税法の規定に基づき計算することとなります（経過措置通達3）。

(決算締切日の取扱い)

問3 当社(3月決算法人)では、毎年3月20日を決算締切日としており、法人税基本通達2-6-1《決算締切日》の取扱いを適用していますが、この場合の消費税法の適用関係はどのようになりますか。

【答】

法人税基本通達2-6-1《決算締切日》の取扱いを適用している場合であっても、施行日前行われた資産の譲渡等及び課税仕入れ等については旧消費税法が適用され、施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については、経過措置が適用される場合を除き、新消費税法が適用されます(改正法附則2)。

したがって、照会の場合、平成26年3月21日から平成26年3月31日までの間に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等については旧消費税法が適用されることとなります。

なお、継続的に、売上げ及び仕入れの締切日を一致させる処理をしている場合には、平成26年3月21日から平成26年3月31日までの間の売上げ及び仕入れについては、平成26年4月分の売上げ及び仕入れとして、消費税の申告をして差し支えありません。

(施行日を含む1年間の役務提供を行う場合)

問4 平成26年3月1日に、同日から1年間のコピー機械等のメンテナンス契約を締結するとともに、1年分のメンテナンス料を受領した場合、消費税法の適用関係はどのようになりますか。

【答】

役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要するものにあつてはその目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しないものにあつてはその約した役務の全部を完了した日とされています(基通9-1-5)。

照会の役務の提供は、物の引渡しを要しないものですから、資産の譲渡等の時期は役務の全部を完了する日である平成27年2月28日となります。

したがって、施行日以後に行う課税資産の譲渡等となりますから、原則として新消費税法(新税率)が適用されます。

ただし、契約又は慣行により、1年分の対価を収受することとしており、事業者が継続して当該対価を収受したときに収益に計上しているときは、施行日の前日(平成26年3月31日)までに収益に計上したものについて旧消費税法(旧税率)を適用して差し支えありません。

(施行日前後の返品等の取扱い)

問5 販売商品の返品について、例えば、4月中に返品を受けた商品は、3月中の販売に対応するものとして処理している場合、平成26年4月中の返品については平成26年3月中の販売に対応するものとして、旧消費税法の規定に基づき売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算を行って差し支えないですか。

【答】

施行日前に行った商品の販売について、施行日以後に商品が返品され、対価の返還等をした場合には、旧消費税法の規定に基づき売上げに係る対価の返還等に係る消費税額の計算することとされています（改正法附則11）。

照会のように、合理的な方法により継続して返品等の処理を行っている場合には、事業者が継続している方法により、売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を計算しても差し支えありません。

なお、このように取り扱う場合には、取引当事者間において取り交わす請求書等に適用税率を明記し、取引の相手方は当該請求書等に記載された税率により仕入れに係る対価の返還等に係る消費税額を計算することとなります。

2 旅客運賃等の税率等に関する経過措置

(旅客運賃等の税率等に関する経過措置の概要)

問6 旅客運賃等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を施行日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が施行日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については、旧税率が適用されます（改正法附則5①）。

この経過措置の適用対象となる旅客運賃等の範囲は、以下のとおりです（改正令附則4①）。

- ① 汽車、電車、乗合自動車、船舶又は航空機に係る旅客運賃（料金を含む。）
- ② 映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせる場所への入場料金
- ③ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場への入場料金
- ④ 美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設又は場所でこれらに類するものへの入場料金

(施行日前に「領収している場合」の意義)

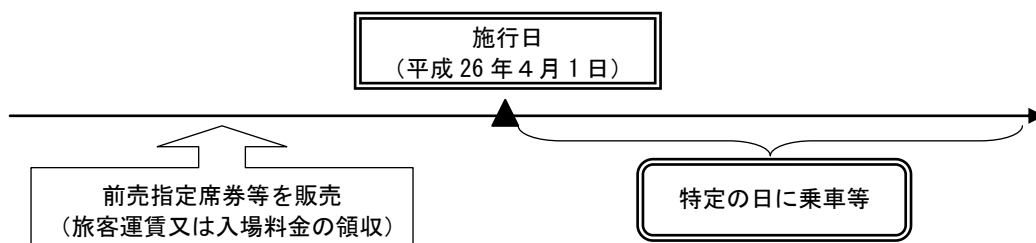
問7 旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を施行日前に「領収している場合」とは、具体的にどのような場合をいうのですか。

【答】

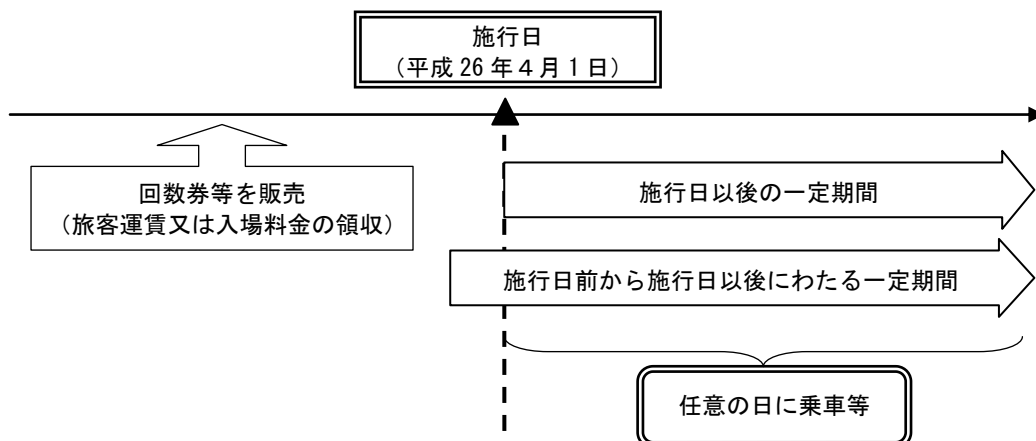
事業者が、旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を施行日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が施行日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については、旧税率が適用されます（改正法附則5①）。

ここでいう、施行日前に「領収している場合」とは、おおむね次のような場合をいいます（経過措置通達4）。

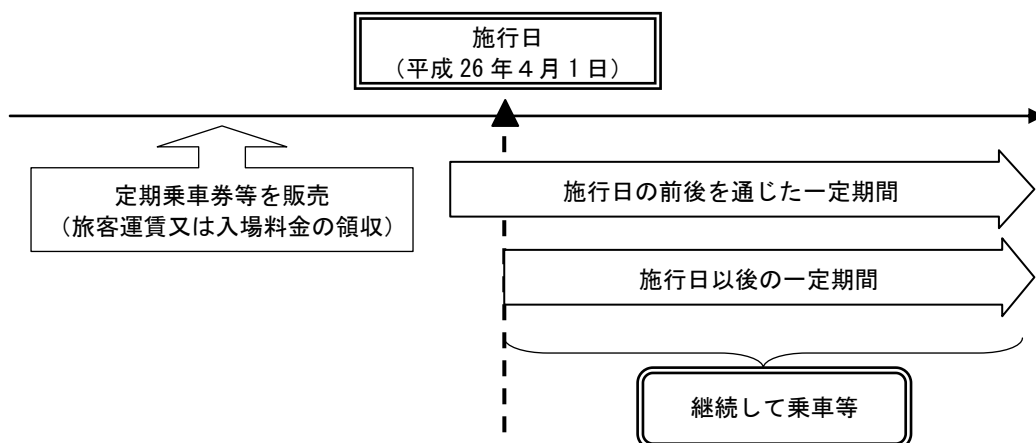
- ① 乗車、入場又は利用（以下「乗車等」といいます。）をすることができる日が施行日以後の特定の日に指定されている乗車券、入場券又は利用券等（以下「乗車券等」といいます。）を施行日前に販売した場合（前売指定席券、前売入場券等）



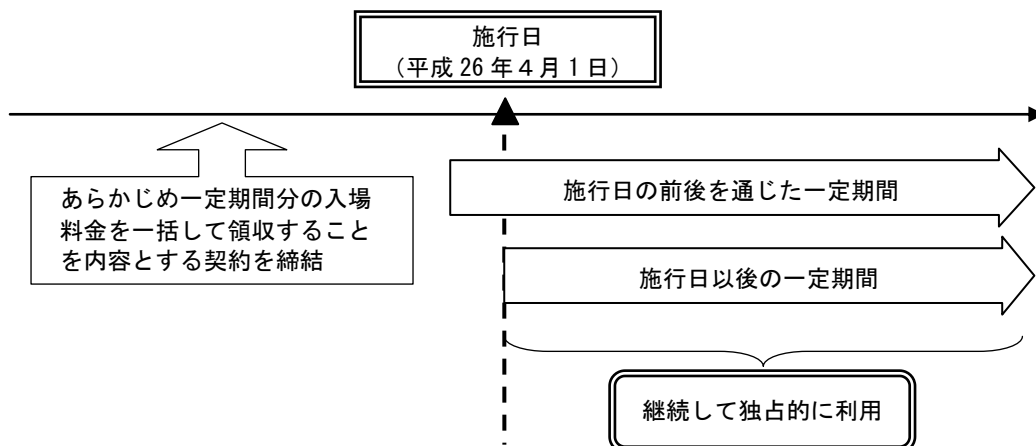
- ② 乗車等の日が施行日以後の一定の期間又は施行日前から施行日以後にわたる一定の期間の任意の日とされている乗車券等を施行日前に販売した場合（回数券等）



- ③ 施行日の前後を通じて又は施行日以後の一定期間継続して乗車等することができる乗車券等を施行日前に販売した場合（定期乗車券等）



- ④ スポーツ等を催す競技場等における年間予約席等について、施行日の前後を通じて又は施行日以後の一定期間継続して独占的に利用させるため、あらかじめ当該一定期間分の入場料金を一括して領収することを内容とする契約を施行日前に締結している場合（プロ野球の年間予約席等）



(乗車券等が発行されない場合)

問8 乗車券等が発行されない、いわゆるチケットレスサービスによる乗車等の場合にも、改正法附則第5条第1項《旅客運賃等の税率に関する経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。

【答】

事業者が、旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を施行日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が施行日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については旧税率が適用されます(改正法附則5①)。

この経過措置が適用されるかどうかの判定に当たっては、乗車券等が発行されているかどうかを問いません。

したがって、乗車券等が発行されない場合であっても、その旅客運賃等を施行日前に領収している場合には、この経過措置が適用されます。

(ICカードのチャージによる乗車等)

問9 利用者が施行日前にICカードに現金をチャージ(入金)し、施行日以後にそのICカードにより乗車券等を購入する場合、または乗車等する場合、改正法附則第5条第1項《旅客運賃等の税率に関する経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。

【答】

事業者が、旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を施行日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が施行日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については旧税率が適用されます(改正法附則5①)。

この「施行日前に領収している場合」とは、具体的には、乗車券等を施行日前に販売した場合をいいます(経過措置通達4、問7参照)。

したがって、利用者によってICカードへ現金がチャージ(入金)された時点では、乗車券等の販売を行っていることとなりませんから、照会の場合、旅客運賃等の税率等に関する経過措置は適用されません。

(ディナーショーの料金)

問 10 当社では、ディナーショーを催していますが、施行日以後に開催するディナーショーについて、その料金を施行日前に領収している場合には、改正法附則第 5 条第 1 項《旅客運賃等の税率に関する経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。

【答】

事業者が、旅客運賃、映画・演劇を催す場所等への入場料金を施行日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等が施行日以後に行われるときは、当該課税資産の譲渡等については旧税率が適用されます（改正法附則 5 ①）。

照会のディナーショーの料金は、改正令附則第 4 条第 1 項に規定する「映画、演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物を不特定かつ多数の者に見せ、又は聴かせる場所への入場料金」に該当しますから、旅客運賃等の税率等に関する経過措置が適用されます。

なお、ディナークルーズと称し、クルーザーで遊覧航行しながら飲食を提供する場合がありますが、当該サービスは飲食の提供を主目的とするものであり、遊覧航行は飲食を提供する場所に付加価値を与えるものですから、たとえそのサービス内容に船舶への乗船が含まれているとしても、その料金は改正令附則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する「船舶に係る旅客運賃」に該当しませんので、当該サービスについては旅客運賃等の税率等に関する経過措置は適用されません。

3 電気料金等の税率等に関する経過措置

(電気料金等の税率等に関する経過措置の概要)

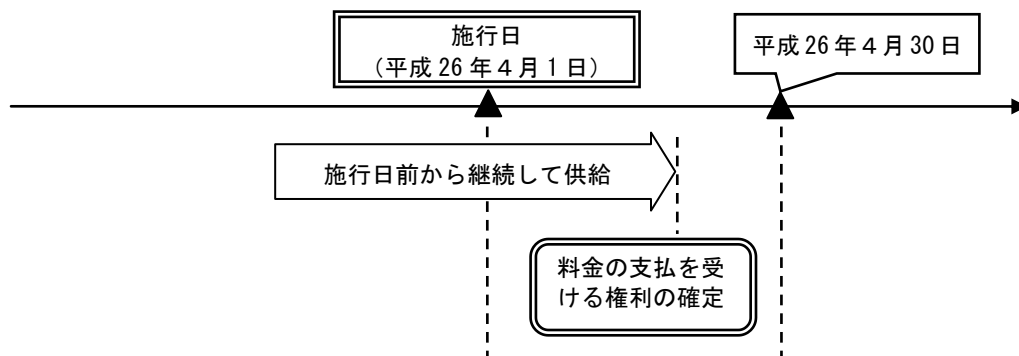
問 11 電気料金等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、施行日前から継続して供給し、又は提供される電気、ガス、水道水及び電気通信役務で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（平成 26 年 4 月 30 日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては当該確定したもののうち一定部分に限ります。）については、旧税率が適用されます（改正法附則 5②）。

この経過措置の対象となるのは、次に掲げる課税資産の譲渡等のうち、検針その他これに類する行為に基づき料金の支払を受ける権利が確定するものです（改正令附則 4②）。

- ① 電気の供給
- ② ガスの供給
- ③ 水道水又は工業用水の供給及び下水道を使用させる行為
- ④ 電気通信役務の提供
- ⑤ 熱供給及び温泉の供給



(「継続的に供給等することを約する契約」の意義)

問 12 「継続的に供給し、又は提供することを約する契約」とは、具体的にどのようなものをいうのですか。

【答】

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、施行日前から継続して供給し、又は提供される電気、ガス、水道水及び電気通信役務で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（平成 26 年 4 月 30 日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては当該確定したもののうち一定部分に限ります。）については、旧税率が適用されます（改正法附則 5②）。

ここでいう「継続的に供給し、又は提供することを約する契約」とは、電気、ガス、水道水の供給等を不特定多数の者に対して継続して行うために定められた供給規定等に基づく条件により、長期間にわたって継続して供給することを約するものをいい、例えば、プロパンガスの供給契約でボンベに取り付けられた内容量メーターにより使用量を把握し料金が確定するものも含まれます（経過措置通達 5）。

(「支払を受ける権利の確定」の意義)

問 13 「料金の支払を受ける権利が確定するもの」とは、具体的にどのようなものをいうのですか。

【答】

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、施行日前から継続して供給し、又は提供される電気、ガス、水道水及び電気通信役務で、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（平成 26 年 4 月 30 日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては当該確定したもののうち一定部分に限ります。）については、旧税率が適用されます（改正法附則 5②）。

ここでいう「料金の支払を受ける権利が確定するもの」とは、例えば、電気、ガス、水道水等の使用量を計量するために設けられた電力量計その他の計量器を定期的に検針その他これに類する行為により確認する方法により、一定期間における使用量を把握し、これに基づき料金が確定するものをいいます（経過措置通達 6）。

(携帯電話の料金)

問 14 当社では、月々の携帯電話の料金について、基本料（定額）、付加機能使用料及び通話料（通話量に応じたもの）を合計して計算し、一括して利用者に請求しています。

このような場合にも、改正法附則第 5 条第 2 項《電気料金等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置の適用対象となりますか。

【答】

改正法附則第 5 条第 2 項《電気料金等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置の適用を受ける電気通信役務は、事業者が継続的に提供することを約する契約に基づき、施行日前から継続して提供し、かつ、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に、検針その他これに類する行為に基づきその役務の提供に係る料金の支払を受ける権利が確定するものです。

照会の、基本料、付加機能使用料及び通話料等を一括して利用者に請求する携帯電話（電気通信役務の提供）の料金は一定期間の通話量に応じて支払を受ける権利が確定するものですから、この経過措置の適用対象となります。

(定額通信料金)

問 15 インターネット通信料金などで、月々の使用量に関係なく定額料金となっている場合、改正法附則第 5 条第 2 項《電気料金等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置の適用対象となりますか。

【答】

改正法附則第 5 条第 2 項《電気料金等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置の適用を受ける電気通信役務は、事業者が継続的に提供することを約する契約に基づき、施行日前から継続して提供し、かつ、施行日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に、検針その他これに類する行為に基づきその役務の提供に係る料金の支払を受ける権利が確定するものです。

照会の通信料金は、使用量の多寡にかかわらず毎月、一定額を支払うものであり、検針等により料金の支払を受ける権利が確定するものではないことから、この経過措置の適用対象となりません（経過措置通達 7）。

なお、電気通信役務の料金設定が多段階定額制となっている場合、例えば、「使用量 A までは〇〇円、使用量 A を超えた場合には××円とする。」といった場合には、その使用量に応じて料金の支払を受ける権利が確定することになりますから、この経過措置の適用対象となります。

(平成 26 年 4 月 30 日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定する場合)

問 16 当市では、水道料金の確定に当たって、2か月に1回検針を行っていますが、例えば、平成 26 年 3 月 26 日（前回検針日）後の使用量について平成 26 年 5 月 26 日に検針し、使用量及びそれに応じた水道料金が確定した場合、改正法附則第 5 条第 2 項《電気料金等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置の適用関係はどのようになりますか。

【答】

事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき、施行日前から継続して供給し、又は提供される電気、ガス、水道水及び電気通信役務で、平成 26 年 4 月 30 日後に初めて料金の支払を受ける権利が確定するものにあつては、当該確定した料金のうち、次の算式により算出した部分について旧税率が適用されます（改正法附則 5②、改正令附則 4③④）。

$$\text{経過措置の対象となる部分} = \text{施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金} \times \frac{\text{前回確定日から平成 26 年 4 月 30 日までの期間の月数(※)}}{\text{前回確定日から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数(※)}}$$

※月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月とします。

したがって、照会の場合、平成 26 年 5 月 26 日の検針により確定した料金を、「前回確定日（平成 26 年 3 月 26 日）の翌日から起算して施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日（平成 26 年 5 月 26 日）までの期間の月数（2 月）」で除し、これに、「前回確定日の翌日から起算して平成 26 年 4 月 30 日までの期間の月数（2 月）」を乗じて計算した金額に係る部分、すなわち、平成 26 年 5 月 26 日の検針により確定した料金の全額について、旧税率が適用されることとなります。

4 工事の請負等の税率に関する経過措置

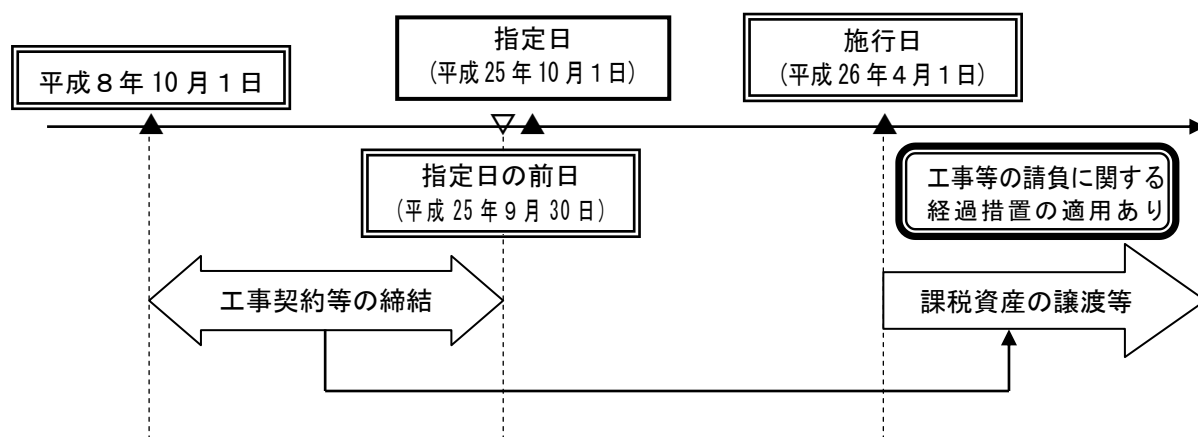
(工事の請負等の税率等に関する経過措置の概要)

問 17 工事の請負等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、平成8年10月1日から指定日の前日（平成25年9月30日）までの間に締結した工事の請負に係る契約、製造の請負に係る契約及びこれらに類する一定の契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等（指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限ります。）については、旧税率が適用されます（改正法附則5③）。

なお、事業者が、この経過措置の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対して当該課税資産の譲渡等がこの経過措置の適用を受けたものであることを書面で通知することとされています（改正法附則5⑧）。



(工事の請負等に係る契約の範囲)

問 18 改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用対象となる契約はどのようなものですか。

【答】

改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用対象となる契約は、平成 8 年 10 月 1 日から指定日の前日（平成 25 年 9 月 30 日）までの間に締結した次の契約です（改正法附則 5 ③）。

① 工事の請負に係る契約

日本標準産業分類（総務省）の大分類の建設業に分類される工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約をいいます（経過措置通達 10）。

② 製造の請負に係る契約

日本標準産業分類（総務省）の大分類の製造業に分類される製造につき、その製造に係る目的物の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約をいいます（経過措置通達 11）。

（注） 製造物品であっても、その製造がいわゆる「見込み生産」によるものは「製造の請負に係る契約」によって製造されたものにはなりません。

③ これらに類する契約

測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含みます。）で、仕事の完成に長期間を要し、かつ、当該仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているもののうち、当該契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているものをいいます（改正令附則 4 ⑤）。

（注） 「仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの」には、建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものも含まれます。

(契約書等のない工事)

問 19 改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用を受けようとする場合、契約書その他の書類を作成しなければならないのですか。

【答】

改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する経過措置》に規定する経過措置は、指定日の前日までに工事の請負等に係る契約を締結し、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等について適用されます。

契約書その他の書類を作成しているかどうかは、この経過措置の適用を受ける要件となっておりませんが、経過措置の適用があることを明らかにするためには、契約の締結時期や工事内容が経過措置の適用要件を満たすことについて契約書その他の書類により明らかにしておく必要があります。

(工事の請負の着手日)

問 20 当社が受注した建設工事について、改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用を受けようとする場合、当該工事については、施行日前までに着手しなければならないのですか。

【答】

改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する経過措置》に規定する経過措置は、指定日の前日までに工事の請負等に係る契約を締結し、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等について適用されます。

したがって、指定日の前日までに工事の請負契約を締結したものであれば、施行日前に着手するかどうか、また、その契約に係る対価の全部又は一部を収受しているかどうかにかかわらず、この経過措置が適用されることとなります。

(下請工事)

問 21 当社では、受注した建設工事の全部を下請会社に発注しました。

当社が受注した建設工事について、改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用される場合、下請工事についても、この経過措置が適用されますか。

【答】

工事の請負等に係る契約に基づき行われる工事について、改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されるかどうかは、個々の取引により判断することとなります。

したがって、照会の下請工事については、その契約の締結時期や工事内容が、この経過措置の適用要件を満たす場合には、経過措置が適用されます。

(地方公共団体の仮契約による契約日の判定)

問 22 当市では、一定金額を超える工事を発注する場合には、予算上の制約等から議会の承認（議決）を得ることとなっています。

このため、議会の承認を得る前に入札等により請負業者、請負金額等が決定している場合には、当市と業者との間で、「議会の承認を得た場合に本契約を締結し工事を実施する」旨を定めた仮契約を締結しています。

この場合、工事に係る仮契約の契約締結日が指定日前であれば、仮契約した工事について、改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用対象となりますか。

【答】

照会の仮契約は、議会の承認を得た場合には本契約を締結し、工事を実施することを内容とするものですから、一種の停止条件付請負契約であると考えられます。

このような停止条件付契約も、「工事の請負に係る契約」に含まれますから、指定日の前日までに仮契約した工事については、改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用対象となります。

(機械設備等の販売に伴う据付工事)

問 23 機械設備等の販売契約における一条項として据付工事に関する定めがある場合、当該据付工事について改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。

【答】

改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置は、指定日の前日までに工事の請負等に係る契約を締結し、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡し等が行われる工事の請負等について適用されますが、機械設備等の販売契約における一条項として据付工事に関する定めがあり、かつ、当該契約においてその据付工事に係る対価の額が合理的に区分されているときは、機械設備等の本体の販売契約とその据付工事に関する契約とに区分して同項の規定を適用することがその取引の実態に適合するものと考えられますから、当該契約に基づき行われる据付工事については、同項に規定する工事の請負に係る契約に基づく工事に該当するものとして取り扱われます（経過措置通達 12）。

この取扱いは、据付工事部分を「工事の請負に係る契約」に基づくものとして経過措置の適用対象とするものですから、例えば、その機械設備等の販売契約が指定日以後に締結され、その据付工事が施行日以後に行われたときは、経過措置の適用対象とならないということであり、また、その機械設備等の販売契約が指定日の前日までに締結されたとしても、指定日以後に据付工事に係る対価の額が増額されたときは、その増額部分については経過措置の適用対象になりません。

なお、契約書の名称が「機械販売契約書」等となっても、その契約内容が機械設備の製造を請け負うものであり、当該製造請負の対価が据付工事に係る対価を含んだところで契約されている場合、当該契約に基づき行われる機械の製造及び据付工事はその全体についてこの経過措置の適用対象となります。

(「その他の請負に類する契約」の範囲)

問 24 改正令附則第 4 条第 5 項では、工事の請負に係る契約に類する契約として、「測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含む。）」と規定していますが、「その他の請負に係る契約」及び「委任その他の請負に類する契約」とは、どのような契約をいうのですか。

【答】

「その他の請負に係る契約」としては、例えば、修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、技術援助、情報の提供に係る契約が、また、「委任その他の請負に類する契約」としては、例えば、検査、検定等の事務処理の委託、市場調査その他の調査に係る契約が考えられます。

なお、改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用対象となるのは、これらの契約のうち、仕事の目的物の引渡しが一括して行われることとされているなど一定の要件を満たすものに限られます（改正令附則 4 ⑤）から、個々の契約内容により経過措置の適用の有無を判断することになります。

(「仕事の完成に長期間を要するもの」の意義)

問 25 改正令附則第 4 条第 5 項に規定する工事の請負に係る契約に類する契約については、「仕事の完成に長期間を要するものであること」が要件とされていますが、この「長期間」とはどの程度の期間をいうのでしょうか。

【答】

改正令附則第 4 条第 5 項では、工事の請負に係る契約に類する契約として、「測量、地質調査、工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計、映画の制作、ソフトウェアの開発その他の請負に係る契約（委任その他の請負に類する契約を含む。）」と規定していますが、これらは仕事の性質上、その仕事が完成するまでに長期間を要するのが通例であり、実際の仕事の完成までの期間の長短については問わないものとして取り扱って差し支えありません。

(目的物の引渡しを要しない請負等の契約に関する取扱い)

問 26 改正令附則第4条第5項に規定する工事の請負に係る契約に類する契約については、「仕事の目的物の引渡しが一括して行われること」が要件とされていますが、目的物の引渡しを要しない請負等の契約の場合には、この要件を満たさないことになるのですか。

【答】

目的物の引渡しを要しない請負等の契約であっても、例えば、運送、設計、測量などで、その約した役務の全部の完了が一括して行われることとされているものは、「仕事の目的物の引渡しが一括して行われること」の要件を満たすこととなります。

一方で、例えば、月極めの警備保障又はメンテナンス契約のように期間極めの契約の場合には、その約した役務の全部の完了が一括して行われるものではありませんから「仕事の目的物の引渡しが一括して行われること」の要件を満たしません。

なお、次の①、②に掲げるような場合には、請負等の契約に係る目的物の引渡しが部分的に行われるとしても、「仕事の目的物の引渡しが一括して行われること」の要件を満たすこととなります。

- ① 一の契約により同種の建設工事等を多量に請け負ったような場合で、その引渡数量に応じて工事代金等を収入する旨の特約又は慣習がある場合
- ② 一の建設工事等であっても、その建設工事等の一部が完成し、その完成した部分を引き渡した都度その割合に応じて工事代金等を収入する旨の特約又は慣習がある場合

(「仕事の内容につき相手方の注文が付されていること」の範囲)

問 27 改正令附則第4条第5項に規定する工事の請負に係る契約に類する契約については、「仕事の内容につき相手方の注文が付されている」契約であることが要件とされていますが、この「仕事の内容につき相手方の注文が付されている」契約とは、具体的にはどのようなものですか。

【答】

「仕事の内容につき相手方の注文が付されている」契約とは、例えば、次のような契約をいい、注文の内容、注文に係る規模の程度及び対価の額の多寡は問いません。

- ① 請負等の契約に係る目的物の仕様又は規格等について相手方の指示が付されている場合のその契約
- ② 請負等の契約に係る目的物の原材料を相手方が支給することとされている場合のその契約
- ③ 修理又は加工等を目的とする請負等の契約

なお、具体的には、次のようなものが該当します。

- 名入アルバム、名入タオル、名入引出物の製作
- カップ、トロフィーの名入
- 絵画、工芸品等の修復
- 肖像画、胸像等の製作
- パック旅行の引受け
- 結婚式、披露宴の引受け
- インテリアの製作（カーテン、敷物の取付工事を含みます。）
- どん帳の製作
- 服、ワイシャツ等の仕立て
- 宝飾品の加工

(「建物の譲渡を受ける者の注文」の範囲)

問 28 改正令附則第 4 条第 5 項に規定する工事の請負に係る契約に類する契約については、「建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものを含む。」とされています。

この「建物の譲渡を受ける者の注文」とは、具体的にはどのようなものをいうのですか。

【答】

「建物の譲渡を受ける者の注文」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げるものにつき付される注文をいいます。

- ① 建物の内装……畳、ふすま、障子、戸、扉、壁面、床面、天井等
- ② 建物の外装……玄関、外壁面、屋根等
- ③ 建物の設備……電気設備、給排水又は衛生設備及びガス設備、昇降機設備、冷房、暖房、通風又はボイラー設備等
- ④ 建物の構造……基礎、柱、壁、はり、階段、窓、床、間仕切り等

(注) 1 注文の内容、注文に係る規模の程度及び対価の額の多寡は問いません。

2 その注文が壁の色又はドアの形状等の建物の構造に直接影響を与えないものも含まれます。

(建物の譲渡を受ける者の注文の有無の確認方法)

問 29 改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用対象となる「譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物」であることを明らかにする方法としては、どのような方法がありますか。

【答】

改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用対象となる「譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物」であることを明らかにする方法としては、次のような方法が考えられます。

- ① 当該建物の譲渡に係る契約書等において明らかにする。
- ② 取引の前提条件を示す申込約款等において、いわゆるオプションを受け付ける部分を明示して、どの部分のオプションを受けたのかを申込書等において明らかにする。

(建築後に注文を受けて譲渡する建物の取扱い)

問 30 当社では、一戸建ての建売住宅の販売を行っていますが、指定日の前日(平成 25 年 9 月 30 日)までに譲渡契約を締結し、当該住宅について、顧客が内装等に特別な注文を付すことができる場合には、改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。

【答】

既に建設されている住宅であっても、顧客の注文を受け、内外装等の模様替え等をした上で譲渡する契約を締結した場合には、その住宅が新築に係るものであり、かつ、その注文及び譲渡契約の締結が指定日の前日(平成 25 年 9 月 30 日)までに行われたものであるときは、改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されます。

(青田売りマンション)

問 31 マンションの販売を行っている当社では、事前にモデルルームを公開して、マンションの完成前に売買契約を締結する、いわゆる青田売りを行う場合があります。

この場合、改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。

【答】

改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》の規定の適用対象となる契約には、建物の譲渡に係る契約で、当該建物の内装若しくは外装又は設備の設置若しくは構造についての当該建物の譲渡を受ける者の注文に応じて建築される建物に係るものも含むこととされています（改正令附則4⑤）。

この場合の「注文に応じて」とは、譲渡契約に係る建物について、注文者が壁の色又はドアの形状等について特別の注文を付すことができることとなっているものも含まれます（経過措置通達13）

したがって、マンションの青田売りの場合であっても、壁の色又はドアの形状等について特別の注文を付すことができるマンションについて、指定日の前日（平成25年9月30日）までに譲渡契約を締結した場合には、この経過措置が適用されます。

また、次のような場合の経過措置の適用関係は、それぞれ次のとおりとなります。

- ① 建物の購入者の注文を付すことができる青田売りのマンションであるが、購入者の希望により標準仕様（モデルルーム仕様）の建物を譲渡した場合……購入者が「標準仕様」という注文を付したのであるから、指定日の前日までに契約をしたものであれば経過措置が適用されます。
- ② 建物の購入者の注文を全く付すことができない青田売りマンション（設計図どおりの仕様で建築するマンション）を譲渡した場合……購入者が注文を付すことができないことから、経過措置が適用されません。
- ③ ②のマンションで、契約後、購入者が内装等の注文を付すことを認め、その仕様に基づいて内装等をして建物を譲渡した場合……既に締結している契約を指定日の前日までに変更して、購入者の注文を付して建築した建物を譲渡する場合には、経過措置が適用されます。

(経過措置適用工事に係る請負金額に増減があった場合)

問 32 当社が受注した改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用される工事の中には、当初契約の請負金額を一旦減額し、その後増額する場合や、これとは逆に当初契約の請負金額を一旦増額し、その後減額する場合があります。

このように、請負金額の増減が指定日以後に行われた場合、経過措置の適用関係はどのようにになりますか。

【答】

改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用される工事について、指定日以後に対価の額が増額された場合には、その増額部分については、この経過措置は適用されません。

したがって、経過措置が適用される工事に係る請負金額（対価の額）について、指定日以後に変更が生じた場合には、当初契約の請負金額との差額により次のとおり取り扱われます。

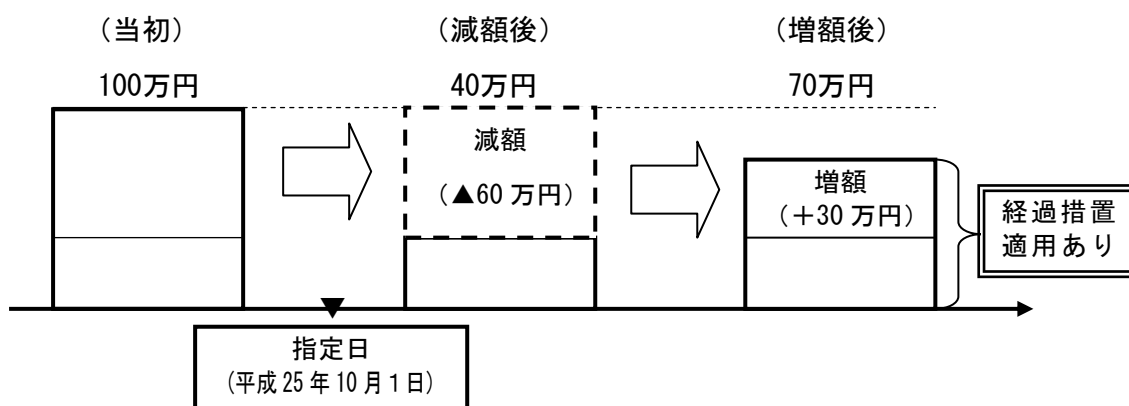
(注) 1 指定日の前日までに締結した変更契約により当初契約の請負金額を増額又は減額している場合には、その変更後の請負金額を基に判定することとなります。

2 増額の理由が、追加工事など当初の工事契約において定められていなかったことによるもの場合には、このようには取り扱われず、その追加工事ごとに経過措置が適用されるかどうか判断することとなります。

① 最終の請負金額が当初契約の請負金額より少ない場合

最終の請負金額の全額が経過措置の適用対象となります。

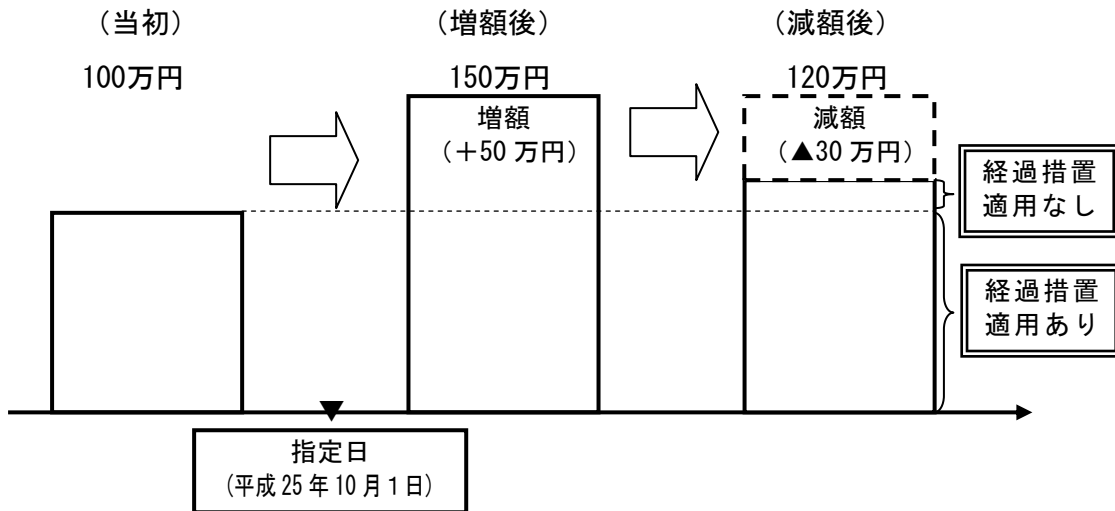
〔例〕



② 最終の請負金額が当初契約の請負金額より多い場合

当初契約の請負金額を超える部分については、経過措置が適用されません（新税率が適用されます。）。

〔例〕



(経過措置の適用を受ける工事のための課税仕入れ)

問 33 改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用を受ける工事に要する課税仕入れで、施行日以後に行われたものについては、新消費税法に基づき仕入控除税額の計算をすることとなるのですか。

【答】

新消費税法は、経過措置が適用される場合を除き、施行日以後に行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等について適用されます（改正法附則2）。

したがって、改正法附則第5条第3項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用を受ける工事に要する課税仕入れであっても、施行日以後の課税仕入れについては、経過措置の適用を受けるものでない限り、新消費税法の規定に基づき課税仕入れに係る消費税額（仕入控除税額）を計算することとなります。

(経過措置の適用を受けているものであることの通知)

問 34 工事の請負等について、改正法附則第 5 条第 3 項《工事の請負等に関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用を受けた場合、その工事等の引渡しを受ける者（取引の相手方）に対し、経過措置の適用を受けたものであることを書面により通知するものとされていますが、具体的にはどのように行えばよいのですか。

【答】

通知に当たっては、経過措置の適用を受けた（旧税率が適用された）課税資産の譲渡等を特定し、当該課税資産の譲渡等が経過措置の適用を受けたものであることを書面に記載することとなりますので、例えば、消費税法第 30 条第 9 項《請求書等の範囲》に規定する請求書等に、経過措置の適用を受けたものであることを表示することにより行って差し支えありません（経過措置通達 22）。

なお、この通知をしたかどうかは、経過措置の適用関係に影響するものではありません。

(注) 改正法附則第 5 条第 4 項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》又は改正法附則第 7 条《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》に規定する経過措置の適用を受けた場合の通知についても同様です（改正法附則第 7 条に規定する経過措置の適用を受けた場合には、適用を受けた部分に係る対価の額についても通知する必要があります。）。

5 資産の貸付けの税率等に関する経過措置

(資産の貸付けの税率等に関する経過措置の概要)

問 35 資産の貸付けの税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

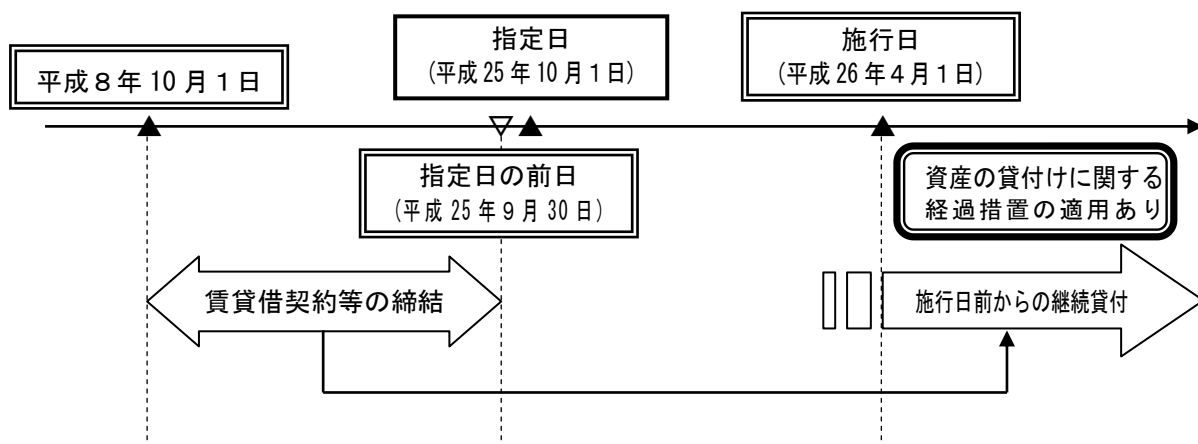
【答】

平成 8 年 10 月 1 日から指定日の前日（平成 25 年 9 月 30 日）までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が次の「①及び②」又は「①及び③」に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けについては、旧税率が適用されます（改正法附則 5④、改正令附則 4⑥）。

ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この経過措置は適用されません。

- ① 当該契約に係る資産の貸付期間及びその期間中の対価の額が定められていること。
- ② 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- ③ 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと並びに当該貸付けに係る資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額（利子又は保険料の額を含む。）の合計額のうち当該契約期間中に支払われる当該資産の貸付けの対価の額の合計額の占める割合が 100 分の 90 以上であるように当該契約において定められていること。

なお、事業者が、この経過措置の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対して当該課税資産の譲渡等がこの経過措置の適用を受けたものであることを書面で通知することとされています（改正法附則 5⑧）。



(売買として取り扱われるリース取引)

問 36 所得税法又は法人税法上、売買（資産の譲渡）として取り扱われるリース取引について、改正法附則第 5 条第 4 項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。

【答】

消費税法の適用に当たって、事業者が行うリース取引が、当該リース取引の目的となる資産の譲渡若しくは貸付け又は金銭の貸付けのいずれに該当するかは、所得税又は法人税の課税所得金額の計算における取扱いの例により判定されます（基通 5-1-9）。

改正法附則第 5 条第 4 項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用対象となるのは、「資産の貸付け」に係るものですから、所得税法又は法人税法上、売買（資産の譲渡）として取り扱われるリース取引についてはこの経過措置が適用されません。

なお、売買（資産の譲渡）として取り扱われるリース取引については、改正法附則第 6 条《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》（問 53 参照）、改正令附則第 6 条《リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》（問 57 参照）及び改正令附則第 8 条《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》（問 58 参照）の規定が適用される場合があります。

(自動継続条項のある賃貸借契約)

問 37 当社が貸し付けているテナントビルに係る賃貸借契約は、指定日の前日（平成 25 年 9 月 30 日）までに締結しており、その契約内容は、改正法附則第 5 条第 4 項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用要件を満たすものです。

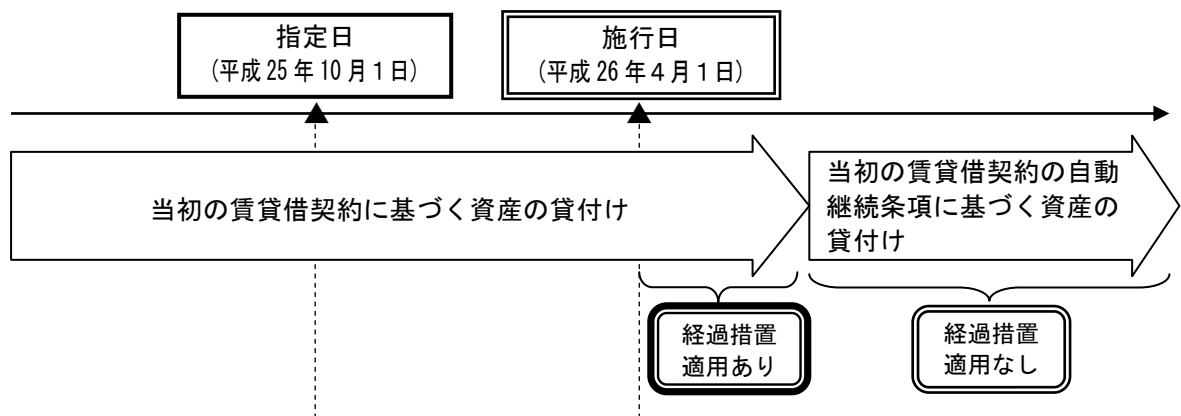
ところで、この賃貸借契約には、自動継続条項が定められており、いずれか一方からの解約の申出がない限り、当初条件で自動的に賃貸借契約が継続されます。

例えば、当初の貸付期間が施行日を含む 2 年間で、その後 2 年ごとに自動継続する場合、自動継続期間を含めて、経過措置が適用されますか。

【答】

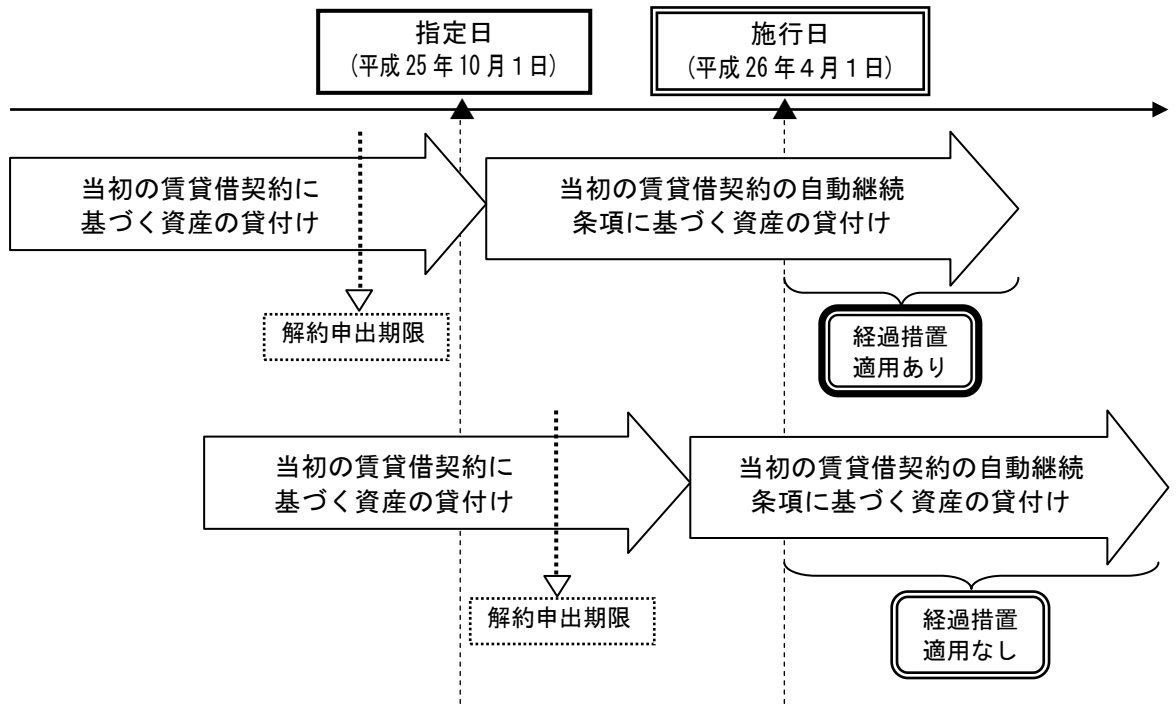
平成 8 年 10 月 1 日から指定日の前日（平成 25 年 9 月 30 日）までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けについては、改正法附則第 5 条第 4 項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置により、旧税率が適用されます。

照会の場合、自動継続条項があるとしても、契約における当初の貸付期間は 2 年間ですから、その 2 年間のうち、施行日以後に行われる貸付けのみがこの経過措置の適用対象となります。



(注) 自動継続条項のある賃貸借契約で、例えば、解約する場合は貸付期間満了日の〇月前までに申し出ることとされている場合、解約申出期限を経過したときに当事者間の合意、すなわち新たな契約の締結があったものと考えるのが相当ですから、指定日の前日までに解約申出期限が経過して自動継続された契約に基づき、施行日前から施行日以後引き続き貸付けを行う場合には、その自動継続後の貸付けで施行日以後行われるものについてこの経過措置が適用されます。

なお、指定日以後に解約申出期限が経過して自動継続された場合には、その自動継続後の貸付けについてこの経過措置は適用されません。



(貸付期間中の解約条項がある場合)

問 38 当社が貸し付けているテナントビルに係る賃貸借契約においては、貸付期間及び貸付期間中の賃貸料が定められており、かつ、賃貸料の変更はできないこととなっていますが、やむを得ない事情が生じた場合には、いつでも解約することができる旨の特約が付されています。

このような解約条項がある賃貸借契約でも、改正法附則第5条第4項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。

【答】

平成8年10月1日から指定日の前日（平成25年9月30日）までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、当該契約の内容が次の「①及び②」又は「①及び③」に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けについては、旧税率が適用されます（改正法附則5④、改正令附則4⑥）。

- ① 当該契約に係る資産の貸付期間及びその期間中の対価の額が定められていること。
- ② 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- ③ 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと並びに当該貸付けに係る資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額（利子又は保険料の額を含む。）の合計額のうち当該契約期間中に支払われる当該資産の貸付けの対価の額の合計額の占める割合が100分の90以上であるように当該契約において定められていること。

照会の場合には、解約の申入れをすることができる旨が定められていますから、③の要件を満たしていませんが、①及び②の要件を満たしていますので、この経過措置が適用されます。

(「対価の額が定められている」の意義)

問 39 改正法附則第5条第4項第1号に規定する「対価の額が定められている」とは、どのような場合をいうのですか。

【答】

改正法附則第5条第4項第1号に規定する「対価の額が定められている」とは、契約において、当該契約期間中の対価の総額が具体的な金額により定められている場合又は総額が計算できる具体的な方法が定められている場合をいいます。

したがって、次のようなものがこれに該当します。

- ① 契約期間中の賃貸料の総額を定めているもの
- ② 賃貸料の年額、月額等を、例えば、「年(月)額〇〇円」と定めており、これに契約期間の年数、月数等に乗じることにより、契約期間中の賃貸料の総額を計算できるもの
- ③ 貸付けに係る資産の数量及び賃貸料の月額単価を、例えば、「〇台貸付け、1台当たり月額〇〇円とする。」と定めており、これに資産の数量及び契約期間の月数に乗じることにより、契約期間中の賃貸料の総額を計算できるもの

なお、次のようなものは「対価の額が定められている」ものには該当しません。

- ① 建物の賃貸料を、例えば、「定額料金〇〇円に売上金額の〇%相当額を加算した額とする。」と定めているもの
- ② 建物の賃貸料を、例えば「その年の固定資産税の〇倍とする。」と定めているもの

(賃貸料の変更があらかじめ決まっている場合)

問 40 当社が貸し付けているテナントビルに係る賃貸借契約は、指定日の前日(平成25年9月30日)までに締結しており、その契約内容は、貸付期間を2年間とし、その期間中の賃貸料につき最初の1年間は月20万円、残りの1年間は月15万円としています。

この賃貸借契約について、改正法附則第5条第4項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置が適用されますか。

【答】

改正法附則第5条第4項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用要件の1つとして、同項第1号において「対価の額が定められていること」が掲げられています。

照会の場合には、貸付期間中に賃料が変動しますが、貸付期間及びその期間中の対価の額があらかじめ定められていることから、「対価の額が定められていること」に該当します。

したがって、照会の場合、他の適用要件を満たしている場合には、この経過措置が適用されます。

(一定期間賃貸料の変更が行えない場合)

問 41 改正法附則第 5 条第 4 項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置は、「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」が適用要件とされていますが、例えば、2 年間は賃貸料の変更を行うことができないとする定めは、この要件に該当しますか。

【答】

改正法附則第 5 条第 4 項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用要件の 1 つとして、同項第 2 号において「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」が掲げられています。

照会の場合には、2 年間は賃貸料の変更を行うことができないこととされていますから、その 2 年間は、「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」の要件を満たします。

したがって、他の要件を満たしている場合には、2 年間はこの経過措置が適用されます。

(「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定め)

問 42 資産の貸付けに係る契約において、資産を借り受けた者が支払うべき消費税相当分について「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨を定めている場合の当該定めは、改正法附則第 5 条第 4 項第 2 号に規定する「対価の額の変更を求めることができる旨の定め」に該当しますか。

【答】

改正法附則第 5 条第 4 項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》に規定する経過措置の適用要件の 1 つとして、同項第 2 号において「対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと」が掲げられています。

照会のような「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定めは、「事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定め」に該当しないものとして取り扱われます（経過措置通達 17）。

したがって、資産の貸付けに係る契約において「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定めがあったとしても、当該契約の内容が他の要件を満たす場合には経過措置が適用され、新税率が適用されないこととなりますから、結果として、当該契約に定める「消費税率の改正があったとき」には該当しないこととなります。

なお、経過措置の対象となる資産の貸付けについて、当該資産の貸付けに係る契約における「消費税率の改正があったときは改正後の税率による」旨の定めに基づき、指定日以後に賃貸料を変更した場合には、変更後の資産の貸付けについては経過措置の対象となりません（改正法附則 5④ただし書）。

(正当な理由による対価の増減)

問 43 改正法附則第5条第4項《資産の貸付けに関する税率等の経過措置》の規定が適用される資産の貸付けについて、指定日以後に賃貸人が修繕義務を履行しなかったことを理由に賃貸料を減額した場合、同項ただし書が適用されることになるのですか。

【答】

改正法附則第5条第4項《資産の貸付けの税率等に関する経過措置》の規定は、平成8年10月1日から指定日の前日（平成25年9月30日）までの間に締結した契約に基づき、施行日前から施行日以後引き続き行われる資産の貸付けのうち、一定の要件を満たすものに適用されますが、指定日以後に資産の貸付けに係る対価の額が変更された場合には、その対価の額を変更した後の貸付けについて、同項本文の規定を適用することができないこととされています（改正法附則5④ただし書）。

これは、資産の貸付けに係る契約においてその対価の額について変更を求めることができる旨の定めがないとしても、諸般の事情が生じたことにより、当該対価の額が変更された場合には、それにより、事実上、新たな貸付契約が締結されたと同視し得ることから、その変更後の貸付けに係る対価の額の全額について経過措置の対象としないこととするものです。

この場合の対価の額の変更には、増額することのほか減額することも含まれますが、その対価の額の変更が、例えば、賃貸人が修繕義務を履行しないことにより行われたものであるなど、正当な理由に基づくものである場合にまで、新たな貸付契約が締結されたと同視するのは適当ではありません。

したがって、その対価の変更が正当な理由に基づくものである場合には、その対価の変更につき改正法附則第5条第4項ただし書《対価の変更があった場合の経過措置の不適用》を適用しないものとして取り扱われます（経過措置通達19）。

なお、物価変動、租税公課等の増減を理由とする対価の額の変更は、正当な理由に基づくものには該当しません。

6 指定役務の提供の税率等に関する経過措置

(指定役務の提供の税率等に関する経過措置の概要)

問 44 指定役務の提供の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

平成8年10月1日から指定日の前日(平成25年9月30日)までの間に締結した役務の提供に係る契約で、その契約の性質上、当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないものであって、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割して支払われる契約(割賦販売法第2条第6項に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、同項に規定する指定役務の提供に係るもの)に基づき、施行日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が次の①及び②に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供については、旧税率が適用されます(改正法附則5⑤、改正令附則4⑦)。

ただし、指定日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この経過措置は適用されません。

- ① 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。
- ② 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。

(指定役務の提供の具体例)

問 45 改正令附則第4条第7項に規定する「指定役務の提供」とは具体的にどのようなものをいうのですか。

【答】

役務の提供に関する経過措置の対象となる「指定役務の提供」とは、割賦販売法第2条第6項に規定する前払式特定取引のうちの指定役務の提供をいい、具体的には、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供等に係る役務の提供をいいます。

なお、資産の購入を前提にその購入対価を積み立てることとしているようなもの(例えば、デパートの積立会員制度を利用した商品等の購入)は、これに含まれません(経過措置通達20)。

《参考》

○ 割賦販売法(抄)

(定義)

第2条

6 この法律において「前払式特定取引」とは、次の各号に掲げる取引で、当該各号に定める者に対する商品の引渡し又は政令で定める役務（以下「指定役務」という。）の提供に先立つてその者から当該商品の代金又は当該指定役務の対価の全部又は一部を2月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領するものをいう。

(1) 商品の売買の取次ぎ 購入者

(2) 指定役務の提供又は指定役務の提供をすること若しくは指定役務の提供を受けること
の取次ぎ 当該指定役務の提供を受ける者

○ 割賦販売法施行令（抄）

（指定商品等）

第1条

2 法第2条第6項の政令で定める役務は、別表第二に掲げる役務とする。

別表第2（第1条関係）

1 婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提供、衣服の貸与その他の便益の提供及びこれに附随する物品の給付

2 葬式のための祭壇の貸与その他の便益の提供及びこれに附随する物品の給付

7 予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置

(予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置の概要)

問 46 予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、指定日前に締結した不特定かつ多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価の全部又は一部を施行日前に領収している場合において、その書籍等の譲渡を施行日以後に行うときは、その領収した対価に係る部分の書籍等の譲渡については旧税率が適用されます（改正令附則5①）。

(「定期的」の意義)

問 47 改正令附則第5条第1項《予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置は、「定期的に継続して供給すること」が適用要件とされていますが、この場合の「定期的」とはどのような周期をいうのですか。

【答】

「定期的に継続して供給する」とは、週、月、年その他の一定の周期を単位とし、おおむね規則的に継続して供給することをいいます。

8 通信販売等の税率等に関する経過措置

(通信販売等の税率等に関する経過措置の概要)

問 48 通信販売等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

通信販売（不特定かつ多数の者に商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けて当該提示した条件に従って行う商品の販売をいい、予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置に規定する契約に係る販売を除きます。）の方法により商品を販売する事業者が、指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って施行日以後に商品を販売するときは、その商品の販売については旧税率が適用されま
す（改正令附則5③）。

(「不特定かつ多数の者に販売条件を提示すること」の範囲)

問 49 改正令附則第5条第3項《通信販売等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置の適用対象となる通信販売は、「不特定かつ多数の者に販売条件を提示すること」が要件とされていますが、具体的にはどのような場合をいうのですか。

【答】

「不特定かつ多数の者に販売条件を提示すること」とは、一般に、新聞、テレビ、チラシ、カタログ、インターネット等の媒体を通じて購読者又は視聴者等に対して販売条件を提示することをいいますから、例えば、〇〇頒布会、〇〇友の会等と称する会で、相当数の会員で構成され、かつ、会員数が固定的でないような会が会員等を対象としてこれらの媒体を通じて販売条件を提示するような場合はこれに該当しますが、訪問面談により販売条件を提示することはこれに含まれません。

(「提示する準備を完了した場合」の範囲)

問 50 改正令附則第5条第3項《通信販売等の税率等に関する経過措置》に規定する「提示する準備を完了した場合」とは、具体的にはどのような場合をいうのですか。

【答】

改正令附則第5条第3項《通信販売等の税率等に関する経過措置》に規定する「提示する準備を完了した場合」とは、販売条件等の提示方法に応じ、いつでも提示することができる状態にある場合をいいますから、例えば、販売条件等を掲載したカタログ等の印刷物の作成を完了した場合などがこれに該当します。

(売買契約の申込みの方法)

問 51 改正令附則第 5 条第 3 項《通信販売等の税率等に関する経過措置》に規定する経過措置の適用対象となる通信販売は、「郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けること」が要件とされていますが、「その他の方法」による売買契約の申込みにはどのようなものがありますか。

【答】

「その他の方法」による売買契約の申込みには、例えば、インターネット通信を利用した申込みや預貯金の口座に対する払込みによる売買契約の申込みが含まれますが、訪問面談による売買契約の申込みは含まれません。

(「商品の販売」の範囲)

問 52 改正令附則第 5 条第 3 項《通信販売等の税率等に関する経過措置》に規定する「商品の販売」には、通信教育等の役務の提供が含まれますか。

【答】

改正令附則第 5 条第 3 項《通信販売等の税率等に関する経過措置》に規定する「商品の販売」は、物品の販売に限られませんので、通信教育等の役務の提供も含まれます。

9 その他の経過措置

(長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問 53 長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、施行日以前に行った消費税法第 16 条第 1 項《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する長期割賦販売等について同項の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等については、旧税率が適用されます(改正法附則 6)。

(工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問 54 工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、指定日から施行日の前日(平成 26 年 3 月 31 日)までの間に締結した消費税法第 17 条第 1 項《工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例》に規定する長期大規模工事又は同条第 2 項に規定する工事(以下「長期大規模工事等」といいます。)の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該長期大規模工事等に係る対価の額について施行日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度においてこれらの規定の適用を受けるときは、次の算式により計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等については、旧税率が適用されます(改正法附則 7、改正令附則 9)。

$$\text{長期大規模工事等に係る対価の額} \times \frac{\text{長期大規模工事等の着手の日から施行日の前日までの間に支出した原材料費、労務費その他の経費の額の合計額}}{\text{施行日の前日の現況により見積もられる工事原価の額}}$$

なお、事業者が、この経過措置の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合には、その相手方に対する当該目的物の引渡しがこの経過措置の適用を受けたものであること及び適用を受けた部分に係る対価の額を書面で通知することとされています(改正法附則 7④)。

(特定新聞等の税率等に関する経過措置の概要)

問 55 特定新聞等の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、不特定かつ多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が施行日前であるもの（特定新聞等）を施行日以後に譲渡する場合、その譲渡については旧税率が適用されます（改正令附則 5②）。

(有料老人ホーム（介護サービス）の税率等に関する経過措置の概要)

問 56 有料老人ホーム（介護サービス）の税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、平成 8 年 10 月 1 日から指定日の前日（平成 25 年 9 月 30 日）までの間に締結した老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームに係る終身入居契約（当該契約に基づき、当該契約の相手方が、当該有料老人ホームに入居する際に一時金を支払うことにより、当該有料老人ホームに終身居住する権利を取得するものをいいます。）で、入居期間中の介護料金（消費税が非課税とされるものを除きます。）を入居一時金として受け取っており、かつ、当該一時金について当該事業者が事情の変更その他の理由によりその額の変更を求めることができる旨の定めがないものに基づき、施行日前から施行日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合には、施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供については旧税率が適用されます（改正令附則 5④）。

ただし、指定日以後に当該一時金の額の変更が行われた場合には、当該変更後に行う役務の提供については、この経過措置が適用されません（改正令附則 5④ただし書）。

(リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問 57 リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、施行日前に行ったリース譲渡(所得税法第 65 条第 2 項又は法人税法第 63 条第 2 項本文に規定するリース譲渡をいいます。)について消費税法施行令第 32 条の 2 第 1 項《リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第 2 項の規定により施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされるリース譲渡延払収益額に係る部分があるときは、当該リース譲渡延払収益額に係る部分の課税資産の譲渡等については、旧税率が適用されます(改正令附則 6)。

ところで、消費税法第 16 条《長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けている事業者が、適用を受けた課税期間の翌課税期間以後の課税期間において同条の規定の適用を受けないこととした場合には、リース譲渡に係る対価の額のうち当該適用を受けないこととした課税期間以後の各課税期間におけるリース譲渡延払収益額に係る部分は、適用を受けないこととした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなすこととされています(消費税法施行令 32③、32の 2 ③)。

この場合であっても、改正令附則第 6 条第 1 項に規定する「施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされるリース譲渡延払収益額に係る部分」があることには変わりありませんので、当然に同条に規定する経過措置が適用されることとなります。

これは、消費税法施行令第 32 条第 1 項並びに第 2 項《延払基準の方法により経理しなかった場合等の処理》及び同令第 33 条《納税義務の免除を受けることとなった場合等の処理》から第 35 条《合併等の場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》までの規定の適用がある場合についても同様です(経過措置通達 23)。

(リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要)

問 58 リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置の概要を教えてください。

【答】

事業者が、施行日以前に行ったリース譲渡(所得税法第 65 条第 2 項又は法人税法第 63 条第 2 項本文に規定するリース譲渡をいいます。)について消費税法施行令第 36 条の 2 第 1 項《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第 2 項の規定により施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされるリース譲渡収益額に係る部分があるときは、当該リース譲渡収益額に係る部分の課税資産の譲渡等については、旧税率が適用されます(改正令附則 8)。

ところで、消費税法施行令第 36 条の 2 第 2 項の規定の適用を受けている事業者が、適用を受けた課税期間の翌課税期間以後の課税期間において同項の規定の適用を受けないこととした場合には、リース譲渡に係る対価の額のうち当該適用を受けないこととした課税期間以後の各課税期間におけるリース譲渡収益額に係る部分は、適用を受けないこととした日の属する課税期間において資産の譲渡等を行ったものとみなすこととされています(消費税法施行令 32③、36 の 2 ④)。

この場合であっても、改正令附則第 8 条第 1 項に規定する「施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされるリース譲渡収益額に係る部分」があることには変わりありませんので、当然に同条に規定する経過措置が適用されることとなります。

これは、消費税法施行令第 36 条の 2 第 3 項の規定又は同条第 4 項の規定により準用される同令第 33 条《納税義務の免除を受けることとなった場合等の処理》から第 35 条《合併等の場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》までの規定の適用がある場合についても同様です(経過措置通達 24)。

(施行日前の借入金等の返済に充てる補助金の交付を受けた場合)

問 59 施行日前に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等が施行日以後に交付された場合、当該補助金等が交付された課税期間における特定収入に係る仕入控除税額の調整計算はどのようになりますか。

【答】

国、地方公共団体等に特定収入がある場合には、仕入控除税額の計算に当たって、その特定収入に係る課税仕入れ等の税額を調整することとされています。

改正令附則第 14 条《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例に関する経過措置》では、施行日以後に受け入れる特定収入に係る仕入控除税額の調整計算については、原則として新税率を前提として調整(課税仕入れ等に係る特定収入に $6.3/108$ を乗じて計算)し、施行日前に受け入れた特定収入及び施行日以後に受け入れる特定収入のうち法令若しくは交付要綱等又は国、地方公共団体が合理的な方法により補助金等の用途を明らかにした文書において、同条第 2 項に規定する旧税率適用課税仕入れ等に係る支出等のためにのみ充てられることが明らかにされているものについては、なお従前の例(課税仕入れ等に係る特定収入に $4/105$ を乗じて計算)によることとなる旨を規定しています。

ところで、法令において借入金等の返済又は償還のための補助金等が交付されることとなっていない借入金等(以下「借入金等」という。)を財源として課税仕入れを行い、後日、当該借入金等の返済等のための補助金等が交付された場合で、当該補助金等の交付要綱等に当該借入金等の返済等のための補助金等である旨が記載されているときは、当該補助金等は当該課税仕入れにのみ使用される収入として用途を特定することとなります(基通 16-2-2(1)(注))。

したがって、例えば、施行日前に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等(交付要綱等で用途が特定されているものに限ります。)が施行日以後に交付された場合には、当該補助金等に係る仕入控除税額の調整計算は、従前の例(課税仕入れ等に係る特定収入に $4/105$ を乗じて計算)によることとなります。

なお、平成元年 4 月 1 日から平成 9 年 3 月 31 日までの間(消費税率 3%の期間)に借入金等を財源として課税仕入れを行い、当該借入金等の返済等のための補助金等を施行日(平成 26 年 4 月 1 日)以後に交付を受けた場合の当該補助金等に係る仕入控除税額の調整計算についても、従前の例(課税仕入れ等に係る特定収入に $4/105$ を乗じて計算)によることとなります。